

## 問題の経緯

某県の稻作産地で、規模の大きい専業農家グループが農協経営を立て直すため農協の理事選挙に立候補して農協経営に参加することになった。その農協には新聞ダネになるような信用事故もなく、ごく普通の経営状態だ。農家グループから相談室に持ち込まれた内容は、農協理事になっても、各種トラブルに巻き込まれないよう、それに備えるためのアドバイスを求めるものだった。

どうなる?  
どうする?  
どうなんとか?  
(第2回)

# 農協理事の責任範囲はどこまで?

このコーナーでは、農業経営者の方々の周りで起きたさまざまな問題を、Q & A形式で解説いたします。問題に関しては農業関係の法律に詳しいジャーナリストに解説をお願いしました。解決への参考にしてください。さて今回の問題は?

Q ..理事の責任とはどのようなもののないでしょうか?

A ..農協理事の責任は農協の模範定款に定められていますが、以前は理事の責任範囲が明確でなく、責任が過重すぎるとの批判がありました。平成4年の農協法改正では、第34条で、理事の遵守義務範囲を、法令、法令に基づく行政手の処分、定款、規約、信用事業規定などの規定、総会決議とし、組合に対する包括的注意

義務が盛り込まれました。

Q ..理事が任務を怠った場合にはどのような責任が生じますか。

A ..任務を怠った理事はそれぞれ組合に對し賠償の責を負うことになります。

Q ..それで理事の職務はどのように規定されていますか。

A ..代表理事、組合長や専務理事、常務理事については模範定款第31条、第32条において職務の範囲を規定していますが、一般理事についての職務規定は明示されていません。

Q ..それはどうしてでしょうか。

A ..理事は、それぞれが農協を代表するのではなく、株式会社の取締役会の構成メンバーとしてその職務に当たるのと同様、理事会において、第52条に規定する事項について理事会で議決することになつてゐるからです。

Q ..第三者に対してはどうでしょうか。

A ..同条で理事または監事はその職務を行ふにあたつて、悪意または重大な過失があつた時は、その理事または監事はそれぞれ第三者に対して連帶して責任を負うとの規定があります。重要な事項について、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、および譲与金の処分案、もしくは損失処理に虚偽の記載をし、また虚偽の登録もしくは公告をした場合も同様の責任を負わなければなりません。

Q ..理事会で議決された事項が、組合および第三者に対して損害を与えた場合、理事はその責任を負わねばなりませんか。

A ..理事会において、議決事項に反対の意思を表明し、その内容を議事録にとどめない限り、その理事はその議決に

に賛成したものと解釈されます。また正

当な理由がなく、理事会に欠席した理事に対しても、その任務を怠った場合、あ

るいは注意義務違反を理由として、組合および第三者に対して、損害賠償の責を負うことが相当と判断されます。従つて、理事としては自ら問題があると思われる事項については理事会の席で明確に反対の意思を表明するとともに、議事録に反対の旨の記載を行うべきです。

さらに明確に農協および第三者に損害を与える危険性がある場合においては、組合長に対する理事会招集請求および理事会招集権の実行を通じて、その行為の差し止めを行わなければなりません。このような行為を明確に証拠立てた上で、理事を辞任することも、自らの権利を守るために必要な場合があると思われます。

Q ..ありがとうございました。

(文責..編集部)

## 相談者募集のお知らせ

編集部では皆様からの質問のお手紙を募集いたしております。誌面上は氏名を掲載することはございませんので安心してご応募ください。ただし、編集部より詳細について質問をさせていただくことがありますので、氏名、住所、電話番号は必ずご明記ください。

応募先:

〒169 東京都新宿区高田馬場4-30-19 マキオビル  
(株)農業技術通信社「農業経営者」編集部宛